令和4年 第6回 12月(定例)中 間 市 議 会 会 議 録(第3日)

令和4年12月13日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和4年12月13日 午前10時00分開議

日程第 1 決議案第2号 掛田るみ子副議長に対する不信任決議

(日程第1 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 2 同意案第4号 副市長の選任について

(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 3 同意案第5号 教育委員会教育長の任命について

(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 4 同意案第6号 教育委員会委員の任命について

(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 5 第41号議案 令和4年度中間市一般会計補正予算(第9号)

日程第 6 第42号議案 令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第 2号)

(日程第5・日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 7 第43号議案 中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を 改正する条例

日程第 8 第44号議案 中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部 を改正する条例

日程第 9 第45号議案 中間市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 第46号議案 中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正 する条例

日程第11 第47号議案 中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を 改正する条例

日程第12 第48号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 第49号議案 中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 第51号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第15 第52号議案 中間市総合会館条例の一部を改正する条例

日程第16 第53号議案 中間市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

日程第17 第54号議案 中間市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

の一部を改正する条例

(日程第7~日程第17 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第18 第55号議案 中間市一般職職員の再任用に関する条例を廃止する条例

(日程第18 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第19 第56号議案 中間市総合計画条例

日程第20 第57号議案 なかま夢応援奨学基金条例

(日程第19・日程第20 委員長報告・質疑・討論・採 決)

日程第21 第58号議案 公の施設の指定管理者の指定について(太陽の広場)

(日程第21 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第22 第59号議案 中間市道路線の変更について

(日程第22 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第23 意見書案 介護保険の改定中止を求める意見書

第 1 3 号

(日程第23 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第24 意 見 書 案 マイナンバーカードと被保険者証の一本化に反対する意見

第 1 4 号 書

(日程第24 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第25 意見書案 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見

第 1 5 号 書

日程第26 意見書案 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意

第 1 6 号 見書

(日程第25・日程第26 提案理由説明・質疑・討論・採 決)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番 小林 信一君2番 堀田 克也君3番 田口 善大君4番 蛙田 忠行君5番 柴田 芳信君6番 田口 澄雄君7番 山本 慎悟君8番 安田 明美君9番 掛田るみ子君10番 中尾 淳子君11番 阿部伊知雄君12番 大和 永治君

13番 柴田 広辞君 14番 下川 俊秀君 15番 井上 太一君 16番 中野 勝寛君 欠席議員(0名) 欠 員(0名) 説明のため出席した者の職氏名 市長 ……… 福田 浩君 教育長 …… 片平 慎一君 総務部長 …… 田代 謙介君 保健福祉部長 …… 篠田 耕一君 福祉事務所長 …… 蔵元 洋一君 教育部長 ……… 船津喜久男君 消防長 …… 林 誠志君 建設産業部長 …… 村上 智裕君 環境上下水道部長 …… 末廣 勝彦君 総務課長 …… 井上 篤君 企画課長 …… 芳賀麻里子君 財政課長 …… 持田 将一君 学校教育課長 …… 松永 嘉伸君 選挙管理委員会事務局長 ………… 中野 義雄君 事務局出席職員職氏名

 事務局長
 佐伯
 道雄君
 書
 記
 志垣
 憲一君

 書
 記
 東
 隆浩君
 書
 記
 久保
 有未君

午前10時00分開議

〇議長(中野 勝寛君)

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 決議案第2号

〇議長(中野 勝寛君)

これより、日程第1、決議案第2号、掛田るみ子副議長に対する不信任決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、掛田るみ子さんの退席を求めます。

(掛田るみ子議員退席)

〇議長(中野 勝寛君)

提案理由の説明を求めます。小林信一君。

〇議員(1番 小林 信一君)

中間クラブの小林信一でございます。掛田るみ子副議長に対する不信任決議の提案理由 を述べさせていただきます。

令和4年9月22日に開催された9月定例会本会議の中間市企業版ふるさと納税地方創生基金条例案、この賛否を問う討論の場におきまして、副議長として、議会に対する認識や討論の内容等に、幾つかの問題発言がありました。

問題発言の主たる内容は、まず、「蛙田議員から、個人版ふるさと納税を基金にするための条例を12月議会で上程する旨のお話がありました。議員が議案を提出することは、地方自治法で認められた権利であります。執行部が上程した条例を、形を変えて提案することは法的には可能な手法なのかもしれません」との発言。

次に、「一定の合意形成もなされないまま、数の力で条例を制定し、従わせようとする 行為、これは道義的に見れば、中間市議会ハラスメント根絶条例に抵触するのではないか と危惧いたします」との発言。

さらに、「条例に沿って業務を行うのは職員であります。もっと尊重してもいいのではないでしょうか。条例の制定を遅らせることは、職員のやる気をそぐ行為であり、行政実務の遅れを招くことにもつながります。」という発言内容です。

これらの問題発言は、本会議の議場内の討論での発言であります。その様子はインターネットでライブ配信され、市のホームページでも閲覧できるものであります。そのため去る11月21日に問題点を整理し、事実に基づいた具体的説明、及び事実に基づいた具体的説明ができないものはその撤回と謝罪を求める要望書、議員の皆様のお手元には資料1で提出させていただいております。これを議長に提出いたしました。

しかしながら、問題発言に対する具体的説明や撤回、謝罪はしないとの回答がありました。このことは、我々が問題発言と指摘するものは、全て正当な発言内容であると肯定されているものと受け止めるところでございます。

地方自治法第132条には、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、 議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と規定 されています。無礼の言葉とは、議員が意見や批判の発表に必要な限界を超えて、議員そ の他の関係者の正常な感情を反発する言葉とされています。

議員は、その発言に責任を持たなければなりません。問題発言には、政治的責任、道義的責任を問われることにもなります。また、発言内容によっては、地方自治法第134条で懲罰の対象になることが規定されています。

我々議員は、市民から負託を受け、選出された市民の代表者であります。また、副議長の職にある者は議長を補佐しつつ、法の規定を遵守し、公平公正に議会を運営し、議会を代表する立場にあると思われます。今回の発言は二元代表制の議会を否定し、上程議案の採決における多数決の原理原則、これをも否定されている発言内容でございます。副議長としての資質の欠如と言わざるを得ません。

さらに、議員個人や他の会派議員の議員活動を否定し、公の場での市民の皆様に、根拠なき発言をし、議会の品位をおとしめたばかりでなく、今回の無礼の発言がこのまま容認されれば、これからの会議や委員会での適切な審議ができないとの判断に至りました。

以上の理由により、掛田るみ子副議長不信任決議を提出するものであります。

〇議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第2号については委員会の付 託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

〇議員(6番 田口 澄雄君)

日本共産党の田口澄雄です。決議案第2号、掛田るみ子副議長に対する不信任決議案について、 賛成意見を申し述べます。

特にそれは発言中の次のくだりです。まず、第1点目は、「一定の合意形成もないまま、 数の力で条例を制定し、従わせようとする行為は同義的に見れば中間市ハラスメント根絶 条例に抵触するのではないかと危惧いたします。」という点です。議会において一定の議論の末、提出された議案に対しての結論を出すことは議会の役割として当然のことです。そのことに対して自分たちの意にそぐわない結果だということから、道義的責任や、ましてハラスメントに抵触するとまで言い張り、議決に対する批判的発言は許されることではありません。これが議会外であれば、その内容の紹介とその結果について、市民の批判を煽ることは当然あってしかるべき政治的活動だと思います。しかし、今回の発言は議会での議論の中で出されたもので、反対議員全員を批判する内容です。発言するなら議案の内容に限定すべきです。問題発言だと思います。

また、条例の結果によって、職員のやる気を失わせ、行政業務の遅れを招くとまで言及するのは一方的な言いがかりでしかありません。職員は議決した条例の結果によって、仕事をするのが元来の任務であり、結果によってやる気を出すとか出さないとかの決めつけはすべきではありません。職員の意向や思いを勝手に臆測に基づいて発言することは慎むべきです。ましてや副議長としての立場からは、議会を混乱させるそのような発言は、決して許されることではありません。

以上により、今回の発言の撤回と今後の発言への心配りを求めて、この不信任決議案には賛成といたします。

〇議長(中野 勝寛君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第2号、掛田るみ子副議長に対する不信任決議を起立により採決いたします。

本決議案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

〇議長(中野 勝寛君)

起立多数であります。よって、決議案第2号は可決されました。 掛田るみ子さんの入室を認めます。

(掛田るみ子議員入室)

日程第2. 同意案第4号

〇議長(中野 勝寛君)

これより日程第2、同意案第4号、副市長の選任についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。福田市長。

〇市長(福田 浩君)

同意案第4号、副市長の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の副市長につきましては、前任の白尾啓介氏の任期が、昨年12月31日に満了となって以降、現在に至るまで不在となっており、行政運営に大きな支障を来している状況でございます。

つきましては、新たな副市長といたしまして、今後の本市の行政運営に必要な経験及び 知識を豊富に有しておられます髙橋洋氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定 により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏につきましては、本市の職員として、企画課情報管理係長、財政課長、市民部長を歴任され、DXの推進や財政課題といった今後の本市の行政運営に必要な経験を有しておられますことから、私を補佐し、その政策及び企画をつかさどり、その補助機関であります職員の担任する事務を監督するという副市長の職務を果たしうるものと思料しております。

なお、議会の同意をいただきましたら、髙橋氏の副市長就任は、本市の現状を十分にご 理解いただいた上でその職務に臨んでいただくための期間を考慮いたしまして、令和5年 1月1日といたしたいと考えております。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

〇議員(6番 田口 澄雄君)

田口澄雄です。同意案第4号、副市長の選任について、反対意見を申し述べます。

副市長の選任については、個別の人事案件というより、今の福田市政の行政の進め方の問題を指摘しなければなりません。公共施設を次々となくし、コロナ禍で一番必要なときに市立病院を閉院に追い込み、市職員を次々と削減を実行、またその上で学校数の半分以下への統廃合も進行中です。その一方で、市民生活に必要な予算は、削減に次ぐ削減です。その結果、毎年の予算の使い残しと、そのことも含めた基金の積み増しに終始をしています。また、こうしたことに対する弁明として、将来の不安を煽り、そのためのさらなる備

蓄を図ろうと躍起です。コロナ禍で他の自治体が持てる資金をつぎ込んで、住民の生活優先の施策を実行している中、今、中間市のやっていることは、国県からの補助金の枠内での対応に限定されています。これでは中間市の景気は浮揚できません。

こうした一連の動きの結果、90台で推移してきた経常収支比率は83.5という数字を示し、今の借金の負担比率も将来の借金の負担比率も大幅に減っています。財政状況は 県下の市の中でも、上から4番目です。市長は全力発信を訴えますが、市民生活向上のための前向きの発信とは思えません。

このような市政の状況下での副市長については、行政の専門家として、こうした状況の 冷静な判断と今後の市としてのあるべき姿について、市長に進言するくらいの人材が必要 ですが、どうもこの人事案では期待できそうにもありません。

以上により、この同意案については反対をいたします。

〇議長(中野 勝寛君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第4号、副市長の選任についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

〇議長(中野 勝寛君)

ただいまの出席議員は15名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

〇議長(中野 勝寛君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

〇議長(中野 勝寛君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案について同意することに賛成の諸君は賛成と、また、反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

また、井上太一君から、身体の不調のため、投票することが困難であることを理由に代理投票の申し出がありましたので、代理投票を認めることにいたします。

投票補助者に事務局員職員、志垣憲一君及び東隆浩君を指名いたします。 点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

1番	小林	信一議員	2番	堀田	克也議員
3番	田口	善大議員	4番	蛙田	忠行議員
5番	柴田	芳信議員	6番	田口	澄雄議員
7番	山本	慎悟議員	8番	安田	明美議員
9番	掛田る	み子議員	10番	中尾	淳子議員
11番	阿部伊	h知雄議員	12番	大和	永治議員
13番	柴田	広辞議員	14番	下川	俊秀議員
15番	井上	太一議員			

〇議長(中野 勝寛君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

投票漏れなしと認めます。 投票を終了いたします。 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

〇議長(中野 勝寛君)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小林信一君及び柴田広辞君を指名いたします。よって、両君の立会いを願います。

(開票)

〇議長(中野 勝寛君)

投票の結果を報告いたします。投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合して おります。そのうち賛成7票、反対8票、以上のとおり賛成少数であります。

よって、同意案第4号については、これに同意しないことに決しました。

日程第3. 同意案第5号

〇議長(中野 勝寛君)

次に、日程第3、同意案第5号、教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。福田市長。

〇市長(福田 浩君)

同意案第5号、教育委員会教育長の任命について提案理由を申し上げます。

本市の教育長であります片平慎一氏の任期が来年1月3日をもって満了となります。

つきましては、後任の教育長といたしまして、坂尾基治氏を任命いたしたく、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるもので ございます。

同氏につきましては、教育者として多くの教育現場でその力を発揮してこられ、また、本市教育委員会において管理職及び一般職員として任用されるなど行政職職員としての経験もあり、教育行政について幅広い識見と経験を有しておられるものと思料しております。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第5号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

〇議員(6番 田口 澄雄君)

同意案第5号、教育委員会教育長の任命について反対意見を申し述べます。

学校統廃合の問題が出されていますが、新教育長はこの問題の当事者であります。そのことに対する反対の趣旨については前4号と同じですので、省略いたしますが、以上により反対といたします。

〇議長(中野 勝寛君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第5号、教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。この採決

は無記名投票をもって行います。 議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

〇議長(中野 勝寛君)

ただいまの出席議員は15名であります。 投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

〇議長(中野 勝寛君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

配付漏れなしと認めます。 投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

〇議長(中野 勝寛君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案について同意することに賛成の諸君は賛成と、また、反対 の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

また、井上太一君から、身体の不調のため、投票することが困難であることを理由に代理投票の申し出が出ましたので、代理投票を認めることにいたします。

投票補助者に、事務局員、志垣憲一君及び東隆浩君を指名いたします。 点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

1番	小林	信一議員		2番	堀田	克也議員
3番	田口	善大議員		4番	蛙田	忠行議員
5番	柴田	芳信議員		6番	田口	澄雄議員
7番	山本	慎悟議員		8番	安田	明美議員
9番	掛田る	るみ子議員	1	0番	中尾	淳子議員
11番	阿部德	尹知雄議員	1	2番	大和	永治議員
13番	柴田	広辞議員	1	4番	下川	俊秀議員
15番	井上	太一議員				

〇議長(中野 勝寛君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

〇議長(中野 勝寛君)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田口善大君及び下川俊秀君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

〇議長(中野 勝寛君)

投票の結果をご報告いたします。投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成7票、反対8票、以上のとおり賛成少数であります。

よって、同意案第5号については、これに同意しないことに決しました。

日程第4. 同意案第6号

〇議長(中野 勝寛君)

次に、日程第4、同意案第6号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。福田市長。

〇市長(福田 浩君)

同意案第6号、教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員会委員であります佐野正靖氏の任期が本年12月31日で満了となりますことから、後任の委員といたしまして、人格が高潔で、教育に関し識見を有しておられます八木秀和氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第6号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより同意案第6号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

〇議長(中野 勝寛君)

ただいまの出席議員は15名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

〇議長(中野 勝寛君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

〇議長(中野 勝寛君)

異状なしと認めます。

念のため、申し上げます。本案について同意することに賛成の諸君は賛成と、また、反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

また、井上太一君から、身体の不調のため、投票をすることが困難であることを理由に 代理投票の申し出がありましたので、代理投票を認めることにいたします。

投票補助者に、事務局職員、志垣憲一君及び東隆浩君を指名いたします。 点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1番 小林 信一議員

2番 堀田 克也議員

3番	田口 善大議員	4番	蛙田	忠行議員
5番	柴田 芳信議員	6番	田口	澄雄議員
7番	山本 慎悟議員	8番	安田	明美議員
9番	掛田るみ子議員	10番	中尾	淳子議員
11番	阿部伊知雄議員	12番	大和	永治議員
13番	柴田 広辞議員	14番	下川	俊秀議員
15番	井上 太一議員			

〇議長(中野 勝寛君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

〇議長(中野 勝寛君)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山本慎悟君及び阿部伊知雄君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

〇議長(中野 勝寛君)

投票の結果を報告いたします。投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合して おります。そのうち賛成15票、反対0票。以上のとおり全員賛成であります。

よって、同意案第6号についてはこれに同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時40分再開

〇議長(中野 勝寛君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5. 第41号議案

日程第6. 第42号議案

〇議長(中野 勝寛君)

次に、日程第5、第41号議案及び日程第6、第42号議案の補正予算2件を一括議題

とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

〇総合政策委員長(堀田 克也君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第41号議案、令和4年度中間市 一般会計補正予算(第9号)のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について 審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,425万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ201億3,196万3,000円とするものです。

まず、歳入の主なものとして、地方特例交付金におきまして、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付の見込みがなくなったことに伴い、2,700万円全額が減額されております。

また、県支出金におきましては、県議会議員選挙執行経費交付金に716万1, 000円が追加計上されています。

次に、歳出の主なものとして、総務費におきましては、物価及びエネルギー価格高騰の 影響により、庁舎で使用する消耗品の購入費や電気料金に不足が見込まれていることから、 消耗品費に119万6,000円、光熱水費に148万4,000円が追加計上されてお ります。

また、財政調整基金積立金を6,717万2,000円減額するとともに、県議会議員 選挙が来年4月9日に実施される見込みとなったことから、投票所入場券の印刷及び発送 並びにポスター掲示板の設置等の経費に716万1,000円が追加計上されております。

教育費におきましては、いただいた寄附を給付型奨学金の財源として積み立てる基金を 新設することに伴う積立金に2,000万円、エネルギー価格高騰の影響により、小学校 のガス料金や電気料金に不足が見込まれることから、燃料費に93万7,000円、光熱 水費に352万9,000円が追加計上されています。

次に、債務負担行為といたしまして、市税等納付書読み取り機が保守期限を迎えるため、 更新することに伴う、賃借料に297万円、なかまハーモニーホールの大ホールにおきま しては、舞台機構の修繕の期間が翌年度までに及ぶことから、4,895万円が追加設定 されています。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第41号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長(中野 勝寛君)

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

〇市民厚生委員長(中尾 淳子君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第41号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分及び第42号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第41号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算(第9号)について申し上げます。

歳入の主なものとして、国庫支出金におきまして、過年度分の保育所施設型給付金に292万5,000円が、子ども・子育て支援交付金に68万2,000円、また、県支出金におきまして、過年度分の保育所施設型給付金に116万9,000円、また、子ども・子育て支援交付金に68万2,000円がそれぞれ計上されています。

また、諸収入におきまして、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金の前年度分の精算 に伴う返還金として557万円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、総務費におきまして、前年度の国庫支出金の額の確定に伴う返還金に3,476万7,000円が計上されています。

民生費におきまして、中間市総合会館調理室の空調機が故障したため、これを更新し設置するための経費として237万6,000円が計上されています。

また、放課後児童健全育成事業を行う事業所における放課後児童支援員等の収入を3%、月額9,000円程度引き上げるための措置として、賃上げ効果が継続する方法で処遇改善を実施する事業所を補助する放課後児童支援員等処遇改善事業補助金に204万6,000円が計上されています。

なお、本年9月分までの処遇改善については、当初予算に計上されていましたが、 10月以降の処遇改善についても同様に、国の子ども・子育て支援交付金の対象となるこ とが決定されたことから、このたび補正予算に計上されるものです。

次に、第42号議案、令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号) について申し上げます。

歳入の主なものは、マイナンバーカードの健康保険証利用申込支援事業に対する国庫補助金を17万円追加し、人件費における歳出予算の補正に伴い、一般会計繰入金が200万8,000円減額されています。

次に、歳出の主なものとして、国民健康保険被保険者の資格等を管理しています市町村 事務処理標準システムの更新に伴い、機器使用料等が309万9,000円減額されてい ます。

また、会計年度任用職員の人件費として126万1,000円が、令和3年度に交付を 受けました保険者努力支援交付金額の確定に伴う返還金として126万3,000円がそれぞれ増額されています。

以上により、歳入歳出それぞれ57万5,000円が減額され、予算総額は、歳入歳出 それぞれ55億7,150万1,000円となっております。 また、債務負担行為として、市町村事務処理標準システムの更新に伴い、ふくおか自治体クラウドサービスの利用料の限度額が60万4,000円として追加設定され、システムの機器賃借料の期間及び限度額が、令和5年度から令和9年度までの486万1,000円から、令和4年度から令和9年度までの886万2,000円の設定に変更されています。

討論において、「マイナンバーはあくまでも任意の加入というのが前提だったが、マイナンバーと保険証のひもづけとなると、事実上の強制となり、マイナンバーを使った金融資産の把握や所得、運転免許証など国民の個人情報について、国家が握るという非常に怖い体質になることから、その入口である保険証のマイナンバー化には反対する。」との意見がありました。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第41号議案については、全員賛成で、第42号議案については、賛成多数で、いずれも原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

〇議長(中野 勝寛君)

次に、田口善大産業消防委員長。

〇産業消防委員長(田口 善大君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第41号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳出につきまして、土木費において、老朽化が著しい筑前垣生駅の駅舎の屋根及び外壁 を再塗装するための経費として478万9,000円が計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第41号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

〇議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

〇議員(6番 田口 澄雄君)

第42号議案、中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)について、反対意 見を申し述べます。 社会保障税番号システム整備費補助金が歳入に組み込まれています。これは2024年 秋からのマイナンバー制度の保険証への導入を前提として予算措置です。医療保険証は廃 止をされます。今まではマイナンバーの取得は任意のため、遅々としてその普及が進みま せんでした。この背景には、政府への国民の信頼感のなさがあります。そのため政府は最 大2万円のマイナポイントという金銭配布までして、普及を図ろうとしましたがなかなか 進みません。そこで打ち出したのが、健康被保険者証のマイナンバーへのひもづけです。 しかし、これは事実上、国民へのマイナンバーカードの義務づけとなります。今までの主 張と全く違う見解です。今までも社会保障のいろんな分野で、所得要件や金融要件等が把 握必要な状態をつくり出し、そのことによって給付を制限するという手法がとられてきま した。介護保険ではこれに不動産の有無まで持ち込まれようとしています。こうなります と、マイナンバーによる個人の特定化は、行政事務上、給付を削減するのに、最も有効な 手法となります。さらに今後、自動車運転免許証や各行政情報がマイナンバーを介するこ とによって、国による個人情報の集約化が一気に図られることになります。まさに国民生 活の危機です。

よって、このような政府の個人情報の一元管理につながる保険証のマイナンバーとの連携は中止を求めて反対といたします。

〇議長(中野 勝寛君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

これで討論を終結いたします。

これより、第41号議案及び第42号議案の補正予算2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第41号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算(第9号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第41号議案は委員長の報告のとおり可決されました。 次に、第42号議案、令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号) を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

〇議長(中野 勝寛君)

日程第 7. 第43号議案

日程第 8. 第44号議案

日程第 9. 第45号議案

日程第10. 第46号議案

日程第11. 第47号議案

日程第12. 第48号議案

日程第13. 第49号議案

日程第14.第51号議案

日程第15. 第52号議案

日程第16. 第53号議案

日程第17. 第54号議案

〇議長(中野 勝寛君)

次に、日程第7、第43号議案から日程第13、第49号議案まで及び日程第14、第51号議案から日程第17、第54号議案までの条例改正11件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

〇総合政策委員長(堀田 克也君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第43号議案から第49号議案まで並びに第51号議案及び第53号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第43号議案から第49号議案まで並びに第51号議案については、関連がありますので、このたびの条例改正に至る経緯を報告申し上げます。

このたび、国家公務員の定年年齢が令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引上げられ、令和13年度までに65歳に引き上げられることになったことから、本市においても、定年年齢を65歳まで引き上げることとともに、管理監督職職員に、管理監督職上限年齢である60歳に達した日以後における最初の4月1日に、管理監督職以外の職等に降任させる管理監督職勤務上限年齢制が導入されます。

また、これに加え、定年の引き上げにより、65歳までフルタイムでの勤務が原則となる中で、職員の意思により、一旦退職した上で、再任用職員として、短時間勤務を行うことができる、定年前再任用短時間勤務制度、65歳までの任用を確保するため、定年年齢の段階的引き上げが完了するまでの間、現行の再任用制度と同様に、暫定再任用職員として勤務することができる暫定再任用制度、次年度以降に、60歳に到達する職員に対し、60歳以後の任用及び給与に関する措置の内容、その他の必要な情報を提供し、今後の勤

務の意思確認に努める情報提供、意思確認制度が導入されます。

それでは、各条例の概要と結果についてご報告申し上げます。

はじめに、第43号議案、中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を 改正する条例について申し上げます。

この条例は、定年前再任用短時間勤務制度導入に関連して、短時間勤務職員に関する規定の文言を見直すとともに、暫定再任用制度の施行期間における経過措置を設けるものです。

なお、条例の施行日については、令和5年4月1日となっております。

次に、第44号議案、中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改 正する条例について申し上げます。

この条例は、分限処分の種類に降給の項目を追加するとともに、管理監督職勤務上限年齢制による転任に伴う、降給を行った場合の手続について、新たに規定するものです。

なお、条例の施行日については、令和5年4月1日となっております。

次に、第45号議案、中間市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について 申し上げます。

この条例は、定年延長制度における各制度の導入に伴い必要となる規定の新設及び改正を行うとともに、定年年齢を65歳とした上での、段階的引き上げ並びに定年前再任用短時間制度及び暫定再任用制度の施行期間における経過措置等を設けるものです。

なお、条例の施行日については、令和5年4月1日ですが、情報提供意思確認制度の導 入に関するものについては、公布の日となっております。

次に、第46号議案、中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する 条例について申し上げます。

この条例は、管理監督職勤務上限年齢制の導入により、60歳に達した日後に迎える4月1日以後における給料月額が、降給前の7割となることに伴い、当該職員が減給の懲戒処分となった場合における、減給の上限額を新たに規定するものです。

なお、条例の施行日については、令和5年4月1日となっております。

次に、第47号議案、中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正 する条例について申し上げます。

この条例は、第43号議案と同様に、短時間勤務職員に関する規定の文言を見直すとと もに、暫定再任用制度の施行期間における経過措置を設けるものです。

なお、条例の施行日については、令和5年4月1日となっております。

次に、第48号議案、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

この条例は、第43号議案及び第47号議案と同様に、短時間勤務職員に関する規定の文言を見直すとともに、暫定再任用制度の施行期間における経過措置を設けるものです。

なお、条例の施行日については、令和5年4月1日となっております。

次に、第49号議案、中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

この条例は、短時間勤務職員に関する規定の文言を見直すとともに、管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、異動期間が延長された管理監督職を、育児休業及び育児短時間勤務をできない職員に追加するものです。

なお、条例の施行日については、令和5年4月1日となっております。

次に、第51号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

この条例は、管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、60歳に達した日後に迎える最初の4月1日以後における給料月額を、降給前の7割とし、当面の間は、調整額が支給されることにより、役職を降任する前の給料月額の7割を保障するために必要な規定を整備するとともに、現行の再任用職員のかわりに新設される、定年前再任用短時間勤務職員の給与について規定を整備するものです。

なお、条例の施行日については、令和5年4月1日となっております。

次に、第53号議案、中間市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について申し上げます。

この条例は、本市が貸付を行っている奨学資金について、基金において管理している債権の一部に返済が滞っているものがあり、当該債権のうち、返済の見込みがない4件の総額51万5,500円を放棄した結果、基金の総額を1,660万4,500円とするものです。

なお、条例の施行日については、公布の日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第43号議案から第49号議案まで並びに第51号議案及び第53号議案について、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして委員長の報告を終わります。

〇議長(中野 勝寛君)

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

〇市民厚生委員長(中尾 淳子君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第52号議案、中間市総合会館条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、従来、総合会館ハピネスなかまと生涯学習センターで施設ごとに設定されていました開館時間、休館日等について、これらがひとつの建物として取り扱われ

ることとなったことから、これらの見直しを行い、住民ニーズに対応できるようにするものです。

条例改正の内容としましては、まず、総合会館の開館時間については、現在、午前9時から午後6時までとしているものを日曜日にあっては、午前9時から午後5時までとし、 それ以外の日にあっては、午前9時から午後9時までとするものです。

次に、総合会館の休館日については、現在、週のうち月曜日及び火曜日を休館日としているものを、同会館内に設置している各施設の開所時間に配慮し、月曜日のみに変更するとともに、国民の祝日に関する法律に規定する休日についても休館日とするものです。

また、総合会館内に設置されている福祉センターの使用料については、同じく総合会館に設置されている生涯学習センターと同様に、施設の使用料について、市内在住者に配慮した使用料の体系に見直すとともに、受益者負担の観点から、冷暖房の使用料を新たに徴収することとなっています。

なお、条例の施行日は令和5年4月1日となっております。

討論において、「この条例改正案には賛成だが、将来の総合会館のあり方や、本庁舎で行っている窓口業務などを含めた住民サービスのあり方について考え、令和5年度の予算に反映させ、所管部においてはしっかり対応していただきたい。また、現在、一部の部署においてはイメージ的にも暗い場所に位置しているため、部署の配置についても、様々な方がごく普通に当たり前のように、窓口に来て、明るく対応してもらえるような、配慮も含めた上でのシステムや形にしてほしい。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第でありま す。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

〇議長(中野 勝寛君)

次に、田口善大産業消防委員長。

〇産業消防委員長(田口 善大君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第54号議案、中間市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、定年年齢の引き上げにより65歳までフルタイムで勤務することが原則となる中で、職員の意思により一旦退職した上で再任用職員として短時間勤務を行うことができる定年前再任用短時間勤務制度、65歳までの任用を確保するため、定年年齢の段階的引き上げが完了するまでの間、現行の再任用制度と同様に暫定再任用職員として勤務することができる暫定再任用制度を導入するものでございます。

条例改正の内容といたしましては、定年前再任用短時間勤務制度の導入に関連して、短時間勤務職員に関する規定の文言を見直すとともに、暫定再任用制度の施行期間における

経過措置を設けるものであります。

なお、条例の施行日につきましては、令和5年4月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第54号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

〇議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、第43号議案から第49号議案まで及び第51号議案から第54号議案まで の条例改正11件を順次再開いたします。

議題のうち、まず第43号議案、中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の 一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第43号議案は委員長の報告のとおり可決されました。 次に、第44号議案、中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改 正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第44号議案は委員長の報告のとおり可決されました。 次に、第45号議案、中間市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決い たします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第45号議案は委員長の報告のとおり可決されました。 次に、第46号議案、中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する 条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第46号議案は委員長の報告のとおり可決されました。 次に、第47号議案、中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正 する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第47号議案は委員長の報告のとおり可決されました。 次に、第48号議案、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第48号議案は委員長の報告のとおり可決されました。 次に、第49号議案、中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採 決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第49号議案は委員長の報告のとおり可決されました。 次に、第51号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採 決します。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第51号議案を委員長の報告のとおり可決されました。 次に、第52号議案、中間市総合会館条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第52号議案は委員長の報告のとおり可決されました。 次に、第53号議案、中間市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第53号議案は委員長の報告のとおり可決されました。 次に、第54号議案、中間市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一 部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第54号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18. 第55号議案

〇議長(中野 勝寛君)

次に、日程第18、第55号議案、中間市一般職職員の再任用に関する条例を廃止する 条例を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

堀田克也総合政策委員長。

〇総合政策委員長(堀田 克也君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第55号議案、中間市一般職職員 の再任用に関する条例を廃止する条例について審査を行いましたので、その概要と結果を ご報告申し上げます。

第45号議案の委員長報告で申し上げましたとおり、令和5年度から現行の再任用制度 に代わって開始される定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度におきましては、 中間市職員の定年等に関する条例において定められることとなります。

これにより、現行の再任用制度について定める中間市一般職職員の再任用に関する条例が廃止されるものです。

なお、条例の施行日につきましては、令和5年4月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第でありま す。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

〇議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、第55号議案、中間市一般職職員の再任用に関する条例を廃止する条例を採 決します。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19. 第56号議案

日程第20. 第57号議案

〇議長(中野 勝寛君)

次に、日程第19、第56号議案及び日程第20、第57号議案の条例制定2件を一括 議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

堀田克也総合政策委員長。

〇総合政策委員長(堀田 克也君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第56号議案及び第57号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第56号議案、中間市総合計画条例について申し上げます。

この条例は、本市における総合計画の意義その他の基本的事項を明らかにするとともに、

総合計画を策定するに当たり、手続その他の必要な事項を定めるものです。

本市におきましては、平成18年度に中間市第4次総合計画が策定され、同計画の期間が満了して以降、総合計画が策定されていませんでしたが、このたび、中間市第5次総合計画の策定に向けて準備が進められており、本市における総合計画の策定等に関し、必要な事項を定めるものです。

条例の主な内容として、本市における総合計画の位置づけ及び構成、基本構想の策定、変更及び廃止しようとするときは、議会の議決を経ること、また、基本構想または基本計画の策定または変更しようとするときには、あらかじめ総合計画策定審議会に諮問することが定められております。

なお、総合計画策定審議会につきましては、総合計画策定に係る制度の一体性の観点から今回の条例に包含され、現行の中間市総合計画策定審議会条例は廃止することとされております。

また、条例の施行日につきましては、公布の日となっております。

次に、第57号議案、なかま夢応援奨学基金条例について申し上げます。

この条例は、本年5月に市内在住のお二人の篤志家の方からいただきました多額のご寄附を原資とし、返済の必要のない独自の給付型奨学金制度を創設し、複数年にわたって当該制度を実施するために、当該寄附を積み立てるための受け皿として、新たに基金を設置するものです。

条例の主な内容として、基金の設置、管理及び処分に必要な事項を定め、奨学金の給付のために必要な場合に限り処分することができるとされております。

討論において、「条例では、基金の運用に関し必要な事項は市長が別に定めると記載されているが、この運用規程の中身が整理されていない。この運用規程が整理できたら議会に提示していただきたい。また、この経済的に厳しい学生さんが大学に進学することを応援することについて、時限的に終了するのではなく、継続性も考えるべきである。この運用規程を見定めながら、今後の運用、条例の一部改正等も含めて考えたいと思うので、そういうお願いをして賛成する。」との意見がありました。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第56号議案及び第57号議案のいずれも全員 賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し 上げまして、委員長の報告を終わります。

〇議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

〇議員(6番 田口 澄雄君)

第57号議案、なかま夢応援奨学基金条例について意見を付しての賛成といたします。

この条例案は中間市在住の篤志家の寄附による制度設計ですが、元来、将来の人材育成は市を挙げて取り組むべき課題だと思います。その点、一過性の寄附による、このたびの制度設計は市としての取り組みとしてはいかがなものでしょうか。しかも寄附額の制約により、奨学金の人数も金額も限定的です。私はこうしたことでなく、中間市として今後に続く問題として、市財政を活用しての制度設計があってしかるべきだと思います。入学準備のために1人100万円、3人までというのもどうなのでしょうか。市内には中間高校もありますので、生徒さんに聞き取り調査を行い、現状とそのことに対する生徒さんの意向に即した制度設計を図ることも可能ではないでしょうか。今後の検討を求めます。

従前の状況からしますと、こうした実施自体が前向きではありますので、反対はいたしませんが、今後の配慮ある対応を求めて意見を付しての賛成といたします。

〇議長(中野 勝寛君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

これにて討論を終結いたします。

これより、第56号議案及び第57号議案の条例制定2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第56号議案、中間市総合計画条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第56号議案は委員長の報告のとおり可決されました。 次に、第57号議案、なかま夢応援奨学基金条例を採決します。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第57号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21. 第58号議案

〇議長(中野 勝寛君)

次に、日程第21、第58号議案、公の施設の指定管理者の指定について(太陽の広

場)を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。

中尾淳子市民厚生委員長。

〇市民厚生委員長(中尾 淳子君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第58号議案、公の施設の指定管理者の指定について(太陽の広場)について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

太陽の広場の管理運営につきましては、平成18年4月1日から現在まで、中間市老人クラブ連合会を指定管理者とした管理が行われていますが、今回は令和5年3月31日をもって指定期間が満了となりますことから、令和5年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者の選定につきましては、同連合会が指定管理者として当該施設開設時から現在まで継続して同施設の適正な管理運営を行っていること、集会所内に同連合会事務所を置き、高齢者の生きがい活動の拠点として、地域社会における老人福祉の増進に寄与してきたこと、高齢者の孤立化・孤独死問題にも積極的に取り組まれており、地域のコミュニティ形成の一翼を担っていることから総合的に判断された結果、公募によらず、引き続き、同連合会が指定管理者の候補者として選定されています。

なお、指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっています。

討論において、「令和2年度から委託費が下がり、老人クラブ数も半数以下になり、人員も3分の1に減っている。高齢化で老人の数がふえている中で、元来、活動すべき老人クラブがこの実態というのは由々しき問題だと思う。今後、老人問題について、市として老人クラブと協力して解決していくように、財政面や市の職員配置も含め、老人クラブの育成を考えるべきであるとの意見を付して賛成する。」との意見がありました。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第でありま す。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

〇議員(6番 田口 澄雄君)

第58号議案、公の施設の指定管理者の指定について(太陽の広場)について、意見を付しての賛成といたします。

太陽の広場につきましては、中間市老人クラブ連合会が今までも指定管理者の指定を受けてきましたが、その委託料は、令和2年度に従前の150万円が120万円に減らされています。また、老人クラブの構成は、平成22年度の45クラブ2,130人が、令和3年度では21クラブ759人とクラブ数では半分以下、会員数では3分の1にまで減っています。高齢化の中でお年寄りの数は確実にふえている中で、組織人員が減っていることは、今後の中間市行政の高齢者の抱える問題に困難を高めることになると思います。中間市として、高齢者が進んで集えるような、老人クラブの組織強化が必要だと思います。そのためにも、財政面や人材面での協力関係を強化することが必要だと思います。

以上のことを求めて、意見を付しての賛成といたします。

〇議長(中野 勝寛君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

これにて討論を終結いたします。

これより、第58号議案、公の施設の指定管理者の指定について(太陽の広場)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第58号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22. 第59号議案

〇議長(中野 勝寛君)

次に、日程第22、第59号議案、中間市道路線の変更についてを議題とし、産業消防 委員長の報告を求めます。

田口善大産業消防委員長。

〇産業消防委員長(田口 善大君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第59号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回変更される路線は、虫生津1号線の1路線であります。

この路線につきましては、虫生津工業団地内に位置し、当該路線の一部を隣接する企業のみが利用している状況であることから、道路管理費の低減を目的として変更を行うもので、平均幅員にあっては、8.80メートルを9.06メートルに、また、実延長にあっては、266.72メートルを187.23メートルに変更するものであります。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第59号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

〇議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、第59号議案、中間市道路線の変更について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は委員長の報告のとおり可決することに 決しました。

日程第23. 意見書案第13号

〇議長(中野 勝寛君)

次に、日程第23、意見書案第13号、介護保険の改定中止を求める意見書を議題とし、 提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

〇議員(6番 田口 澄雄君)

意見書案第13号、介護保険の改定中止を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

厚生労働省は、10月31日介護保険制度改定を論議している社会保障審議会に見直し の論点を提示しました。

その内容はまず1番目、介護保険サービスの利用料2から3割負担の対象拡大、2番目が要介護1・2の保険給付外し、3番目ケアプランの有料化、4番目が老健施設などの相部屋の有料化、5番目が保険料の納付年齢の引き下げと利用年齢の引き上げ、6番目が補足給付の資産要件に不動産を加える、7番目が、高所得者の保険料引き上げなどです。

いずれも現在の制度を大きく変更するものであり、収入減の中で、急激な物価高騰下に

ある国民にとっては、到底容認できる内容ではありません。

また、後期高齢者医療費の負担が1割から2割となったことを踏まえて、このこととの整合性を図るためとの意見も出されたようですが、他制度の改悪内容を基準として、さらに他の制度も改悪するようでは、社会保障の改悪の負の連鎖を呼び込むことになります。

我が国は、空白の30年と言われ、他の先進国では考えられないような、賃金の上がらない、国民総生産の伸びない特異な国となっていますが、その背景にはこうした国民負担増による国内需要の落ち込みという問題があります。

2009年の人口問題研究所の試算では、需要1億円当たりの雇用創出効果では、介護では24.786人と、他の事業に比べて雇用創出効果が特段に高いのも特徴です。介護保険制度を疲弊させることは、こうした若者の雇用減にもつながります。また、敵基地攻撃能力の確保のために、軍事費の2倍化が進められようとしていますが、このことも背景にあります。

こうしたことから見ますと、今回のこの改定による影響は、国内の需要をさらに落ち込ませることになり、目先の節約を図ったつもりが逆にさらなる介護保険の財政危機を生み出しかねません。

以上のことから、介護保険の改定の中止を求めるものであります。以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第13号については、委員 会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第13号、介護保険の改定中止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

〇議長(中野 勝寛君)

起立多数であります。よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第24. 意見書案第14号

〇議長(中野 勝寛君)

次に、日程第24、意見書案第14号、マイナンバーカードと被保険者証の一本化に反対する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

〇議員(5番 柴田 芳信君)

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第14号、マイナンバーカードと被保険者証の一本化に反対する意見書について趣旨説明を行います。

政府は現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードを保険証として 利用する方針を発表いたしました。

これまで、マイナンバーカードは番号法第17条第1項等で、本人の申請により交付されるとされていたために、取得は任意でした。しかし、マイナ保険証に一本化されれば、日本は皆保険の国ですから、マイナンバーカードの取得が事実上義務化されることになります。

マイナンバーカードの電子証明書を利用する際に、3度続けてパスワードを間違えると この機能が使えません。カードを紛失した場合は再発行してもらわないと保険診療が受け られないなどの問題があります。

一番の問題は、このカードは本人確認が厳格なため、市役所等に行って対面で確認しないと交付されないことであります。寝たきりの人や認知症の人とかは、カードの取得自体が困難です。その後も5年後の更新がありますから、そのたびに市役所等に行く必要があります。

これまで保険証は郵送されてきてましたから、手間はかかりませんでした。

そもそもマイナンバーカードは、秘密とすべきマイナンバーが記載されていることから、 本来それを保険証や運転免許証と持ち歩くことが予定されていないものでした。

また、このカードに記載された性別は、性同一障がい者に対して、その取得強制により厳しい精神的苦痛を与えるという問題もあります。このような中で、手続を強制できないということから、マイナンバーカードは、任意取得の原則がとられていました。

取得したくないという人に取得を事実上強制することは、個人の尊厳・個人の意思尊重 を保障する憲法第13条にも違反すると言わざるを得ません。

政府は何でもこのカード1枚で行うようにしようとしています。しかし、それは、私たちの様々な行動履歴情報が全て電子証明書の個人識別符号にひもづけられていくことになり、監視社会化の危険性をもたらします。

よって、政府に対し、プライバシー保護の観点から、マイナンバーカードと被保険者証 の一本化に反対といたします。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。議員の皆さんのご賛同いただきますよう、お願い申し上げ、私の趣旨説明を終わります。

〇議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第14号については、委員 会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第14号、マイナンバーカードと被保険者証の一本化に反対する意 見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成 の諸君の起立を求めます。

(起立)

〇議長(中野 勝寛君)

起立多数であります。よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第25. 意見書案第15号 日程第26. 意見書案第16号

〇議長(中野 勝寛君)

次に、日程第25、意見書案第15号及び日程第26、意見書案第16号の意見書案 2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

〇議員(9番 掛田るみ子君)

公明党の掛田るみ子です。

初めに、帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書案の趣旨説明を行います。

帯状疱疹の発症率は50歳以上から増加し、80歳までに3人に1人が発症すると言われています。また、治療の長期化や帯状疱疹後、神経痛など後遺症のリスクも加齢とともに高くなります。

この帯状疱疹の発症予防にはワクチンが有効とされていますが、費用が高額になることから、接種を諦める高齢者も少なくありません。

そこで一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性を早急に確認し、帯状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を政府に強く求めるものです。

続きまして、知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書案の趣旨説明を行います。

身体障がい者と精神障がい者の定義は法律に規定されていますが、知的障がい者の定義 は規定されていません。

そのため、自治体によって、知的障がいの程度区分や判定機関のボーダーラインに違いがあり、知的障がい者に対する福祉サービスに差が生じています。

そこで、国際的な知的障がいの定義や自治体の負担等も踏まえた判定方法、基準のあり 方の検討を踏まえ、知的障がい行政及び手帳制度を、国の法律により、全国共通の施策と して展開することを政府に強く求めるものです。

以上、議員各位のご賛同をお願いし、意見書案の趣旨説明を終わります。

〇議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の 付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案 2 件を順次採決いたします。議題のうち、まず、意見書案第 1 5 号、 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を起立により採決いたします。 本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

〇議長(中野 勝寛君)

全員起立であります。よって、意見書案第15号は原案のとおり可決されました。 次に、意見書案第16号、知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見 書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の 諸君の起立を求めます。

(起立)

〇議長(中野 勝寛君)

全員起立であります。よって、意見書案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 会議録署名議員の指名

〇議長(中野 勝寛君)

これより、日程第27、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、安田明美さん及び井上太一君を指名いたします。

〇議長(中野 勝寛君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。 よって、令和4年第6回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。 午前11時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議員 安田明美

議員井上太一